Ⅱ　自立した活力ある地域づくりと観光交流の拡大

1　地域の活性化とまちづくりの支援

（１）都市再生促進税制及びまち再生促進税制の延長（所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

１．都市再生促進税制の延長

国が指定する都市再生緊急整備地域において、認定民間都市再生事業（国土交通大臣認定）に係る特例措置を２年延長する。

認定事業者				従前地権者
所得税 法人税	登録免許税	不動産取得税	固定資産税 都市計画税	所得税・法人税 個人住民税
割増償却 ５年間50%	軽減税率 （建物保存）0.4→0.3%	課税標準 1/5を控除	課税標準 ５年間1/2	軽減税率（※）

※【所得税】2,000万円超15%、2,000万円以下10%【法人税】５%追加課税の適用除外【個人住民税】2,000万円超５%、2,000万円以下４%

２．まち再生促進税制の延長

市町村が定める都市再生整備計画の区域において、認定民間都市再生整備事業（国土交通大臣認定）に係る特例措置を２年延長する。

認定事業者			従前地権者		
所得税 法人税	登録免許税	不動産取得税	所得税・法人税 個人住民税	登録免許税 （地区内残留者のみ）	不動産取得税
割増償却 ５年間50%	軽減税率 （土地移転）1.0→0.8% （建物保存）0.4→0.3%	課税標準 1/5を控除	軽減税率 （上記※に同じ）	軽減税率 （土地移転）1.0→1.0%	課税標準 1/5を控除

○認定民間都市再生事業の例

東京ミッドタウン

高松市丸亀町商店街

○認定民間都市再生整備事業の例

東桜町再開発（広島県福山市）

（２）市街地再開発事業により建築された施設建築物に係る特例措置の延長（所得税、法人税、固定資産税）

１．施設建築物の取得者に係る特例措置について、対象となる建築物を地上階数４以上の中高層耐火建築物が建築される施行地区内における施設建築物に限定した上で、適用期限を２年延長する。
○所得税・法人税：割増償却５年間１０％

２．従前権利者に与えられる施設建築物に係る特例措置を２年延長する。
○固定資産税：住宅床２／３、非住宅床１／３を減額（新築後５年間）

（３）半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（所得税、法人税）

半島振興対策実施地域において、製造業、旅館業の立地を促進し、所得水準の向上・雇用の場の確保等による地域の活性化を図るため、次の特例措置を２年延長する。

① 製造業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却（機械・装置：10%、建物・附属設備：６%）

② 半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区において、旅館業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却
（建物・附属設備：６%）

（４）離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長（所得税、法人税）

離島振興対策実施地域の特性を活かした産業振興及び地域間交流を促進するため、次の特例措置を２年延長する。

① 製造業又は農林水産物等販売業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却
（機械・装置：10%、建物・附属設備：６%）

② 離島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区において、旅館業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却
（建物・附属設備：６%）

（５）奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長及び拡充（所得税、法人税）

奄美群島の特性を活かした産業振興及び地域間交流を促進するため、特例措置を２年延長するとともに、奄美群島の条件不利性の克服が期待できる産業である情報通信産業等の用に供する設備を特別償却の対象に追加する。

（延長）① 製造業又は農林水産物等販売業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却
（機械・装置：10%、建物・附属設備：６%）

② 奄美群島のうち過疎地域に類する地区において、旅館業の用に供する設備（取得価額2,000万円超）を新設又は増設した場合の特別償却
（建物・附属設備：６%）

（拡充）特別償却の対象として、情報通信産業等の用に供する設備の新設又は増設を追加

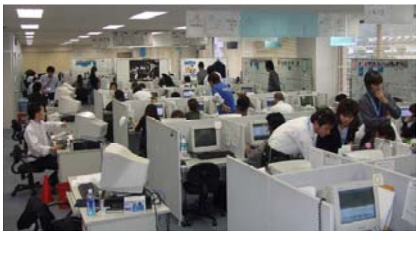

2　地域交通の維持・活性化と観光振興

（１）整備新幹線の開業に伴いＪＲ旅客会社から経営分離される並行在来線の譲受固定資産に係る特例措置の延長
（登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

ＪＲから並行在来線の経営を引き継ぐ第三セクター会社について、その経営安定化により、地域の生活路線・鉄道貨物輸送の維持、整備新幹線の整備の円滑な推進を図るべく、整備新幹線の開業に伴いＪＲから分離される並行在来線の固定資産に係る特例措置を７年延長する。

○登録免許税・不動産取得税：非課税
○固定資産税・都市計画税　：課税標準　２０年間１／２に軽減

既に開業した並行在来線(第3セクター)の現状

しなの鉄道(株)
営業区間:軽井沢～篠ノ井
営業キロ:65.1km
輸送人キロの推移
(H10→H19)　:▲18%
(209→172百万人キロ)

IGRいわて銀河鉄道(株)
営業区間:盛岡～目時
営業キロ:82.0km
輸送人キロの推移
(H15→H19)　:▲13%
(118→102百万人キロ)

肥薩おれんじ鉄道(株)
営業区間:八代～川内
営業キロ:116.9km
輸送人キロの推移
(H16→H19)　:▲7%
(42→39百万人キロ)

【厳しい経営環境】
○整備新幹線の開業に伴い、旅客需要が新幹線へ転移するため、輸送量は減少
○近年の少子高齢化やモータリゼーションの進展等により輸送量はさらに減少
○経営の安定化を図るためには、税制特例が必要不可欠

今後の並行在来線経営分離区間

東北新幹線・八戸～新青森間（平成22年末完成予定）
の並行在来線
●東北本線（八戸～青森）　96.0km
※青森県が3種事業者として鉄道用地、鉄道施設等を取得・保有予定のため、税制特例は不要

北陸新幹線・長野～金沢間（平成26年度末完成予定）
の並行在来線
●信越本線（長野～直江津）　75.0km
●北陸本線（直江津～金沢）　177.2km
北海道新幹線・新青森～新函館間（平成27年度末完成予定）
の並行在来線
●江差線（木古内～五稜郭）　37.8km
※右3路線の具体的な事業形態等は地方自治体において検討中

（２）地方鉄道事業者が補助を受けて取得する安全性向上設備に係る特例措置の延長（固定資産税）

極めて厳しい経営状況にある地方鉄道事業者が、引き続き、暮らしを支える地域の足として安全な輸送サービスを提供していくことができるよう、鉄道軌道輸送高度化事業費補助金・鉄道施設総合安全対策事業費補助（うち鉄道施設の老朽化対策部分）により取得する安全性向上設備に係る特例措置を２年延長する。
○固定資産税：課税標準５年間１／２に軽減

（３）都市鉄道の利用者利便向上のための特例措置の延長
（固定資産税、都市計画税）

都市鉄道の利用者利便の一層の向上を図るため、都市鉄道利便増進事業に係る特例措置、鉄道駅総合改善事業に係る特例措置、駅の乗継円滑化のための大規模改良工事に係る特例措置を２年延長する。

○都市鉄道利便増進事業に係る特例措置
　　固定資産税：非課税（トンネル）
　　固定資産税・都市計画税：課税標準５年間２／３（鉄道施設等）に軽減
○鉄道駅総合改善事業に係る特例措置
　　固定資産税：課税標準５年間３／４に軽減
○駅の乗継円滑化のための大規模改良工事に係る特例措置
　　固定資産税・都市計画税：課税標準５年間３／４に軽減

都市鉄道利便増進事業の概要

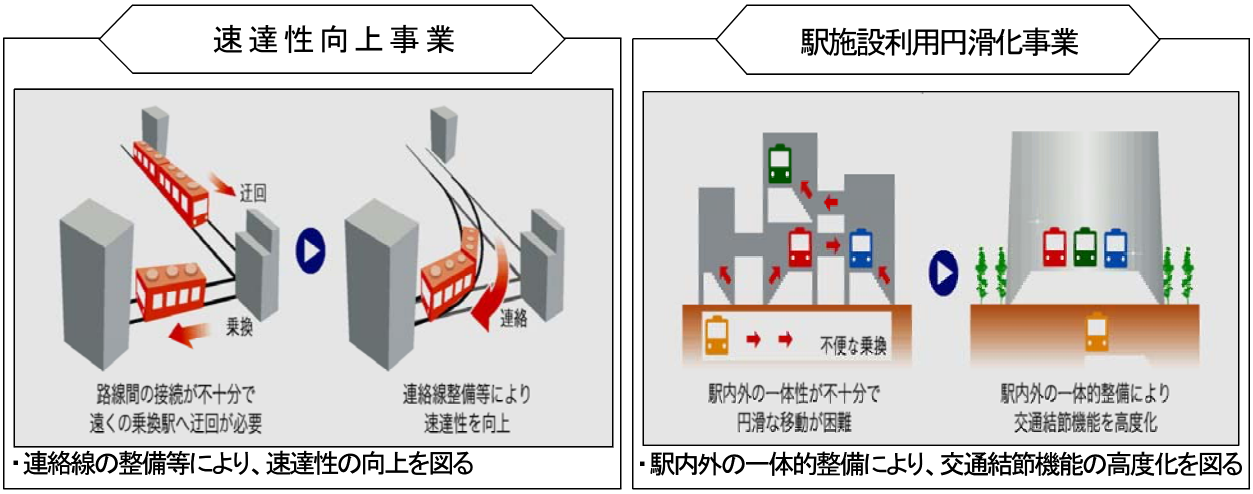

（４）ＩＣカード乗車券の共通化・相互利用化設備に係る特例措置の延長
（固定資産税）

一枚のＩＣカード乗車券で、より広域的に多くの鉄道を簡便に乗り継ぐことができるようにするため、ＩＣカード乗車券の共通化・相互利用化に資するセンターシステム方式によるセンターサーバ・自動出改札装置等に係る特例措置について、対象から更新設備を除外し、課税標準を５分の４（現行４分の３）としたうえ、適用期限を２年延長する。

○固定資産税：課税標準３年間４／５に軽減

（５）特定離島路線航空機に係る特例措置の延長及び拡充（航空機燃料税）

競争力が弱くコスト面で割高な離島航空路線を維持するため、特定の離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の特例措置を、以下のとおり拡充のうえ２年延長する。

［延長］○現行の軽減措置：３／４に軽減（26,000円／kl　→　19,500円／kl）

［拡充］○離島と首都圏及び関西圏を結ぶ路線の指定要件を緩和

現　行：「離島と首都圏を結ぶ路線」又は「離島と関西圏を結ぶ路線」のいずれか１路線のみ

緩和後：「離島と首都圏を結ぶ路線」及び「離島と関西圏を結ぶ路線」の双方に拡大

（注）具体的には、「離島と東京国際空港を結ぶ路線」及び「離島と大阪国際空港又は関西国際空港を結ぶ路線」の双方に拡大

○対象範囲に離島と離島を結ぶ路線を追加

（６）離島航路事業用の新造船舶に係る特例措置の延長及び拡充（固定資産税）

生活航路である離島航路について、厳しい運営状況を踏まえ、新造船舶に係る特例措置を２年延長するとともに、特例措置を拡充する。

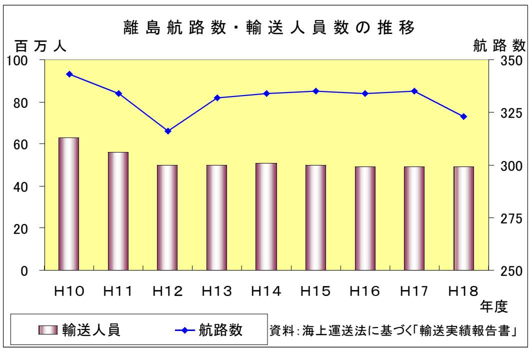

○固定資産税：課税標準５年間１／６

→　最初の５年間１／６

その後の５年間１／３に軽減

（７）ｳｪﾙｶﾑ税制（国際観光ﾎﾃﾙ整備法登録ﾎﾃﾙ・旅館に係る特例措置）の延長（所得税、法人税）

観光立国推進基本計画に定められている訪日外国人旅行者を2010年までに1000万人とするとの目標を達成するためには、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりが重要であり、外国人旅行者のニーズの高い設備の導入を促進することが必要であることから、外客旅行容易化法の宿泊拠点地区における国際観光ホテル整備法登録ホテル･旅館に係る特例措置について、対象設備を高速通信設備に重点化した上で２年延長する。

○所得税・法人税：特別償却30％

○対象設備：高速通信設備（新規に取得する120万円以上のもの）